

監査公表第 16 号（平成 27 年 7 月 10 日、県公報第 3709 号登載）
平成 26 年 11 月 4 日から平成 27 年 2 月 5 日実施
随時監査（3 次分）結果に基づく措置通知（平成 26 年度）

監査公表第 16 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により報告した知事部局、議会事務局、教育庁及び警察本部の 66 か所について実施した随時監査結果の報告（平成 27 年 3 月 23 日 26 監総第 465 号-2）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第 12 項の規定により、次のとおり公表する。

平成 27 年 7 月 10 日

福岡県監査委員	山下 芳 郎
同	伊 藤 龍 峰
同	行 正 晴 實
福岡県監査委員職務執行者	井 本 邦 彦

27建総第804号

平成27年6月5日

福岡県監査委員 山下芳郎 殿
同 伊藤龍峰 殿
同 行正晴實 殿
福岡県監査委員職務執行者 井本邦彦 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成27年3月23日26監総第465号-2の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
建築都市部	タクシー借上料において、一般乗用旅客自動車借上契約書に基づき請求があっているにもかかわらず、5月分以降が支払われていなかった。	今後は、必要な予算の確保及び適正な執行計画の作成により予算の範囲内で執行し、再発防止に努める。